

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成26年7月25日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成26年7月25日(金) 午前10時00分～午前11時25分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 竹 井 道 男
副 部 会 長 服 部 孝 規
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 尾 崎 邦 洋
中 崎 孝 彦 森 美和子
会 長 前 田 耕 一
副 会 長 中 村 嘉 孝
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 高野利人 新山さおり
- 6 案 件
1. 第22回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2014への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 議員定数18名での運営について①(委員会運営のあり方の検討)
(2) 議員定数18名での運営について③(議長、委員長の責務)
(3) 市民アンケートについて
(4) 議員定数18名での運営について④(議長の委員就任)
(5) 議会基本条例逐条解説の改訂について
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） おはようございます。

それでは、第23回の検討部会を開会させていただきます。

事項書に基づいて進めさせていただきます。

まず第22回検討部会の確認事項について、事務局より説明をいただきます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） おはようございます。

それでは、第1番目の市民アンケートについてでございますが、これにつきましては、21回の検討部会におきまして、まず事務局のたたき台を配付させていただきました。そして、前回22回では、株式会社ぎょうせいの考えも入れたものを配付させていただき、6月いっぱい作業を中止したために、スケジュールに変更が生じたので、その説明をさせていただきました。きょうの議題の中にも入っておりますので、詳細につきましては議題のところで、また説明をさせていただきます。

続きまして、2番の議長、委員長の責務についてでございますが、議会基本条例の中に、議長また委員長の責務をそれぞれ規定するというので、上位法の地方自治法に規定されている文言は二度書きしないという形の中で事務局で案を提案させていただき、各会派で確認いただくこととなったところでございます。

続きまして、議会基本条例逐条解説の改訂についてでございますが、これにつきましては、これまで議会基本条例が2度、一部改正を行っております。条文につきましては最新になっておるんですけども、その逐条解説までは変えていないところでございました。そして、今回、これを修正するに当たりまして、改めて全体について見直しをすることといたしまして、今ある逐条解説の関係の全てものを1つにした資料を前回お配りさせていただきました。それをこれから修正することといたしまして、これもきょうの議題となっておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

4番目、議員定数18名での運営についてということで、委員会運営のあり方の検討でございます。これにつきましては、議員定数18名での運営について懸案事項を説明させていただき、その後、現状どおりの3委員会、複数所属による3委員会、新たな2委員会、この3つのパターンにつきましてシミュレーションした比較表を配付させていただきまして、説明させていただき、各会派でどの方法がいいのか検討をしていただくということで、持ち帰っていただきました。これもきょうの議題となっておりますので、後ほど、引き続きご検討いただきたいと思います。

5番目の議会要覧の見直しについてでございますが、これまでの先例や申し合わせをまとめた先例集の現時点でのものを配付させていただきました。あわせて、ホームページビルダーを利用してつくりましたデータ化したものもごらんいただきました。現在、最終の精査を行っておりますので、次回の部会に最新版を提出させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、6番目の議会基本条例の基本理念の抽出についてでございます。

これは、検討課題34で議会基本条例の基本理念の抽出ということで掲げておきまして、これについて株式会社ぎょうせいに理念の抽出の委託をいたしましたところ、協働という書き込みがたくさんあり、まずこの協働の定義をまとめる必要があるということで、検討課題34につきましては、協働の定義までとしてまとめさせていただきました。ですので、当初予定しておりました自治基本条例の制定に向けた基本理念の抽出は、新たに検討課題39番としてカルテを作成いたしましたという説明

をさせていただいております。

最後に7番目、本会議・委員会のライブ中継についてでございますが、7月中にインターネットのライブ中継をするための光ケーブルを議場の中に引き込む工事を行いまして、これは月曜日を予定しております。8月上旬にはライブ配信とスマートフォン、タブレット対応の委託契約を行い、8月28日の開会日から運用開始を予定していますという説明をさせていただきました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 第22回の確認事項について、今事務局より報告をいたさせました。

1、2、3、4については、この後、議題にも入っておりますので、そこでもう一度確認なり議論をさせていただきます。

それから、5の議会要覧については、前回配付して、今事務局でもう一度見直しをしておりますので、これについては次回、改めてまた配付をし直す。

それから、基本理念の抽出は、もともと予定していたものから協働の定義というところへ先に入ってしまったので、改めて、要は将来自治基本条例化するとか、そういう議論があったときのための議会基本条例の基本理念というのはどういうものなのかということ。これはもう、そのタイミングでやるということで、カルテの39番として新たに起こしたということですので、これはスケジュール表にまた後で載っかっていると思いますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、ライブ中継は、今順次、準備をしているということで、これは改めて、逐次、会議のたびに報告をいたしますので、8月開会をめぐり今準備が進んでいるということで確認のことでございます。

確認事項ですので、よろしゅうございますかね、内容については。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） それでは、2番目の議会改革白書2014への掲載内容の確認について報告をいたさせます。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

7月18日の議会運営委員会の決定事項でございます。

検討課題の21番の議員定数18名での運営についてという2番でございますが、これは議会運営委員会のあり方の検討でございました。これは、この部会では議運のほうに委ねるという結論に至ったところで、その関係を7月18日に議論いただきまして、議会運営委員会において議会運営委員会の委員の定数は6名とし、9月定例会において条例改正を行うことを確認いただきました。

また、委員選出方法については会派人数固定方式とし、改選後、会派構成が決まり次第、2人会派の取り扱いについて代表者会議において協議し、選出方法を決定することを確認いただきました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 先日開催をされました議会運営委員会で、今報告のあった内容が確認をされましたので、議会改革白書にこの旨掲載をしたいと。最終的な取り扱いは改選以降ですので、例えば2人会派の扱いとなるわけですけど、この辺が決まれば新しいものに、今度は2015のところで最終的に報告が行くということになります。細かい話は議運の決め事ですので、この程度にしたいと思いますが、要は2人会派の取り扱いというのは、今は議決権を持っておりませんので、2人会派の人に議決権を与えるのかどうか、それによって人数もまた一部変更しますので、当面6としておいて、また11月に再度検討をするということですので、よろしくお願いをしたい。これは全部議運のほう

へお任せして、今度は代表者会議へ移るという流れで、最終的には代表者会議です。

本来は10月までに決められれば一番いいんですけど、人数も減りますし、今の会派構成もどうなるかわかりませんので、新しい議員に委ねたということで確認をお願いしたいと思います。これは、この内容で掲載をさせていただきます。

それから、次に入らせていただきます。

それでは、議題のほうへ入ります。

まず1番目、議員定数18名での運営についてということで、前回資料をお渡しして、説明した後、各会派でご議論をいただいて22日までに、3つありますので、最低1個はカットしなきゃ議論へ入っていきませんので、とりあえず優先順位をつけるなり、また議論の内容の報告があれば報告してほしいということで前回確認をさせていただきました。一応、各会派のご意見が全部出てまいりましたので、お手元の資料の2ページ目につけましたので、一旦事務局から説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料2、A3横でございますが、その2ページ目をごらんいただきたいと思います。

14番の会派の意見のところでございます。

それぞれ、一番いいというのが○、その次というのが△があれば△、なければ×というふうなことになると思います。

緑風会さんでございますが、現状の3委員会制ということで、考え方として、下段の文章でございますが、2委員会での運営については、現状で委員会の構成が決まっておらず、不透明であるということでございます。

新和会さんも現行の3委員会ということで、現状のとおり3委員会での体制が望ましいという理由でございました。

市民クラブさんは、1番目が2委員会制、2番目が現行の3委員会制ということでございます。考え方でございますが、最優先は2委員会での運営、この考え方から、3委員会の複数所属は不要との判断。2つの委員会でそれぞれ1日間で議論することと、2委員会で1委員会2日間の議論を行うことでは、複数委員会所属より議論が深まる点と、現状で所管事務調査を2テーマ追いかけることは大変難しいと考える。委員数も12人となり、大世帯過ぎる点も懸念する点。2委員会では9名と8名。

次に、現状の3委員会制だが、6名の委員数で幅広い議論ができるかという点で難しいのではないかと。特に、総務委員会では、議長が委員を辞任すれば5人で運営するという点では、これまでの研修会でも委員数は最低6名を必要との考え方も提示された点。所管事務調査や各種団体等との懇談会の開催も今後行う中で、委員数はもう少し多いほうがよいのではと考える。

このような複数委員会所属や現状の3委員会での運営の難しさが推察される中で、それぞれの短所を解決するためには、2委員会制が一番妥当ではないかと判断。今回の検討部会で3つの提案の中で、最優先は2委員会、次に3委員会、複数所属は実現性が難しいと判断する。

ぽぷらでございますが、1番は3委員会の複数委員会所属でございます。2番目が現行の3委員会となっております。より多くの意見を聞き、より多くの発言機会を得られるので、3委員会複数所属が望ましい。委員数が多くなる問題については、正・副委員長は複数所属しないなどのルールをつくり解消する。2委員会制については、委員会の審議結果が本会議に及ぼす影響が大き過ぎるため好

ましくないと考える。

日本共産党さん、これは、2委員会制ということでございます。考え方、3委員会では、正・副委員長を除くと3から4人となり十分な議論ができない。複数所属の3委員会では、議員1人の受け持つ所管が全体の3分の2と範囲が広くなり、こなし切れないという理由で2委員会でございます。

公明党さん、1番が2委員会、2番が現行の3委員会でございます。3委員会複数所属は各議員の負担が大き過ぎ、現実的に困難である。3委員会については各委員会の委員数が少な過ぎるため、議論が深まらないため2委員会が妥当と考える。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今回、本来ですときよう確認するものなんですけれども、早目に出していただいたほうが次のステップに入りやすいと思ひまして、一応こういうふうな内容にさせていただきました。単純に言えば、複数制はぼふらさんだけで、あと3と2というふうな分かれ方になっているということは確認をお願いしたいと思ひます。

それから、この前も説明をさせていただきましたが、議長の委員会所属というものを今回議題で上げました。4番目ですね、議長の委員就任について。これは、それとの関連も一部出てまいります。今は、議長が自発的に辞任を申し出るというふうなやり方ですけど、これを条例上、もう所属しないというふうに明記したいというのがもともとカルテには載せてありますので、その辺がもし皆さんの合意が得られると、3委員会だと総務委員会は5という数字になってしまうと。正・副委員長だと3という委員で議論するのかという問題とか、これは部会長としての考えもちょっと入っていますけど、各種団体との議論というのも所管事務調査以外もお願いしたいということで、これも正副委員長会議で既に確認がとれております。これも相当の数をまた、年間こなしていかなければならないという問題。ですから、短絡的に今の数でこなせるということよりも、今後ふえていくということですね、いろんなものが。さらに皆さんは議会報告会もやるというふうにおっしゃっています。これに議会報告会を放り込んだら、もう朝から晩までここに来ていただかないと、多分、今までみたいに本会議が終わったらやれやれということはないと思う。終わった瞬間、次の活動が入ると。

おととい視察に来られた方がぼんやりおっしゃっていたのが、結構いっぱいやっていたらしゃいませぬという話の後に、私どもは本会議が終わったら一月ぐらいのんびりできるのやという話をされていました。

今、亀山市議会は議会改革白書2013でも報告しましたが、150近い会議の数が条例をつかって200までに上る。ということは、ほとんど毎日どこかが動いているんですね。それに皆さん個人的に動くのと会派で動くのを乗せれば、多分300ぐらい動いているんですね。ということは、ほぼ毎日誰かがここに来て動いているという状況が、さらにこれが深まるわけです。

そういうことも含めて、今回は各会派のご意見が出そろいましたので、ここでこれ以上議論しても多分詰まりませんので。

ただ1点だけ、ちょっと確認しておきたいのが、会派の総意としてこういうのが決まってきたのかどうか、少しご議論があったのか、その辺もしあれば。私のところはほぼ総意として、これでいいよということだったんですけど、そういうのがあったのかどうか。ちょっと確認だけしておきたいです。

というのは、これは代表者会議だけで決められるもんなのかなという思いもあります。極端に言うと、最後は全員で、これは一人一人の所属の問題にも絡んでくるんで、代表者だけで決められるのかなという思いも半分はあります。通常ですと、昔だったら全協へ全部持ち出して、もう一遍全協で確

認をするというふうな手続をとっていました、代表者であったことは。今後、これは議長と相談をして、どういう手続を進めるか決めさせていただきますけど、少し部会長の個人的な興味として、複数の議論があったのかどうか、単純に会派としては最初からこの議論になったのか、ちょっとそこだけ確認させていただければ、差し支えない程度で結構ですので。会派がもめても困りますので。複数の議論があったのか、もう最初からこの議論で一本だったのかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいと。

これちょっとまた、代表者会議で私もいろいろ発言する上で。ということは、最後、個人になったとき、個人で賛否をとるかといった瞬間、分かれてくるんですよ。その辺も今後どうしていくのかというのがありますので、せっかくここまで書いていただきましたので、一本だったのか、複数だったのかで結構ですので、順番にちょっとお願いします。

尾崎委員。

○部会員（尾崎邦洋君） まず前回の会議の中で、順位づけというか、3委員会の現状のままでいくのか、それとも3委員会を議員が2つの委員会に出るようにすると2つに分けて、人数を折半するような形でいくというのを順序づけてということをやっていたんですけど、とりあえず、うちの会派としてこういう表現になっているんですけど、結論としては現状どおり3委員会での体制が望ましいという、それを希望するが1番なんです。

それで、2番目が2つの委員会にして、どちらかに所属するというような方向が2番目で、3番目は現状のまま3委員会で、1議員が2つの委員会に所属するのは、もう難しいだろうと。だから、これは考えられないということで、上位としては現状の3委員会で、そのまま3つに、委員会の人数は減りますけれども、その辺は1と。2番目は2つの委員会にして所属すると、そういうふうな検討になっております。以上です。

○部会長（竹井道男君） わかりました。ここの2が、本当は△でもいいぐらいなもんなんやね。×にはしてあるけど。

○部会員（尾崎邦洋君） そうですね。これは私も×ではなかったと思います。以上です。

○部会長（竹井道男君） 新和会さんは、何か議論はございましたでしょうか。

○部会員（中崎孝彦君） 新和会は、3つのこの案を提示して、いろいろ説明させてもらいまして、この1、2、3で真ん中の水色の部分ですね、これはちょっと難しいんじゃないかということで、新和会としましては、ここにも書いてあるとおり、現状のとおり3委員会の体制がいいんじゃないかということで、次善の策として2つに絞るということもあり得るわなあというようなことで△ということです。とにかく、新和会としては、もう現状のとおり3委員会でいったらどうだというのが大勢です。

○部会長（竹井道男君） わかりました。2つという議題にしましたので、2位があるということですね。

うちはもう、もともとこれでしたので。ぼぷらさん、西川委員。

○部会員（西川憲行君） ぼぷらのほうは、真ん中の皆さんの反対が多い3委員会複数所属ということでしたけれども、これは○、△、×と書いてありますけど、基本的には2委員会制度はやめようという意見が大勢で、3委員会のままでどうにかできないかという議論を深めたところでありまして。委員会数を3にしたときに12名で多過ぎるのは、正・副委員長の中で兼務をしない人をつくるとか、

何かルールづくりがないかなというような議論をさせていただきました。

それから、3委員会の現状のままというのうちの会派の中ではいいんじゃないかということで、本来、前回の会議で1つを削って2つ残してくれという話だったと思うんですよ。なもんで、3委員会制度にしようというのがうちの意見であって、真ん中が○で1番目の案が△になっていますけど、3委員会のほうがいいよという意見が基本的であります。

それで、3委員会にしたときに、人数が少なくなるんじゃないのということに関しては、議員定数を22から18に削ったということは、少数で現状の仕事を回していこうという意思表示のあらわれだから、少数精鋭になるのはやむを得ないのではないかなというように感じて、3委員会の中でみんながそれなりに動いていくべきではないかという意見です。

○部会長（竹井道男君） 共産党さん、服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 私たちが一番重視したのは、委員会で議論が十分できるかどうかという点。だからやっぱりこの点でいくと、多様な議会というところの特質というのは、さまざまな職歴とか年齢の人が寄ってきて、多様な意見が交わし合えると、そういうのが一番の特質やということになると、やっぱり委員会もある程度の数がないことには、十分な議論にならないだろうと。

以前に江藤さんという山梨学院大学の先生が見えたときに、やはり彼が言ったのは、委員会の定数としては7名程度がいいというような話をされましたんで、それぐらいの規模が妥当なんだろうということがまず最優先。だから、そういう点でいくと、もう3という委員会はないということ。

それから2つ目、今度は複数とあれを比較したんですけれども、結局、複数所属になると議員1人当たりが受け持つ所管事務の範囲が広がるわけですけれども、その中でも複数にしてしまうと全体の3分の2を1人の議員が受け持つということになって、これはちょっと大変なことになるんじゃないかと。だから、たとえ1人のあれがふえたとしても、2委員会のほうが2分の1やから、まだ少なくとも済むんじゃないかということで、2委員会ということで結論づけました。以上です。

○部会長（竹井道男君） 公明党さん、森委員。

○部会員（森 美和子君） うち、もう最初から2委員会ということで意見は決まったんですけど、とりあえずその説明をさせてもらった中で、消去法で考えて選びました。

真ん中の複数というのはもうないだろうと。現状の3委員会にしても、やっぱり委員数が少な過ぎて、きちっとした議会の議論としてなっていくのかということで△になりましたけど、限りなく×に近い△という形で書かせていただきました。以上です。

○部会長（竹井道男君） それぞれご意見があったと思います。少数でいいといたら、極端には申しわけないけど4委員会でもできるわけで、私が一番気にするのは、今後ライブ中継をやろうと考えています、委員会の。多分、来期以降、カルテにも載せ込もうかなと。そうすると、委員会の議論が生でずうっと流れてくるようになったときの委員会の委員の発言のあり方や、委員会の議論のあり方というものも全部流れていくという中で、委員会の構成というものがどんな構成であればいいのかというのを改めてゼロから議論する必要が出るのかもしれない。たまたまこれは2とか3とか書かざるを得ませんのでね。何か比較表がないと議論できないんで、こういう書き方をしております。

それから、委員会制度をつくっているということももう一度勉強し直す必要があるのかなと。簡単には本会議でも全部、町村だったかな、本会場だけでやるケースもありますけど、特に大世帯の議員のところでは委員会制度をとって、そこで慎重な審査をすると、委ねていくわけですね。そういう審

議のあり方についても、どれぐらいの人数でやれば妥当なのかということも改めてこれを契機に、多分来期は決まらないと思うんですね、すぐにはね。ただ時間をかけて、改めて人数のことであったり、議論する内容であったり、それから所管のあり方。これは多分、緑風さんで委員会の構成というの、所管の割り振りも、今、非常にアンバランスにこれはなっております。組織変更によって、少しアンバランスな状況になっておりますので、そういうことも含めて、改めて委員会の議論というのはどんなものなんだということも今後、来期以降、ぜひまたそれも含めて、少し代表者会議で話をさせていただこうというふうに考えております。

余談ですけど、議運で視察に行く議会でライブ中継をやっている議会は全て、議案審査のやり方が全部違います。亀山市議会みたいな包括で、一本ではやっておりませんので、議案ごとに審査をして、一本一本片づけていくと。それから請願があれば、請願者の意見陳述をしたいという申し出があれば冒頭に意見陳述をさせて、そこで会議をするとか。要するにテレビ中継をしておりますので、今みたいに包括、一本でやってしまうと話があっち飛び、こっち飛びになって、見ている人が全然わからない。そういう委員会の運営のあり方もこれは大きく変わりますので、現状の延長線上で考えていくとえらいことになって、ライブという問題が入ったときに改めて、次の11月以降の中で、また全員でご議論を願おうかなと、そういうカルテのほうもつくりかえをしようというふうに考えております。

そこでもう一度、委員会のあり方がどんなあり方なのか、委員会の運営はどう進めていくんだということも一緒にご議論を願うこともある。たまたまカルテには書いてありませんけど、例えば委員会もそれぞれ発言を全員させるとか、今の予算みたいに。せん人もおりますのでね。全員一巡させて、それからまた2巡、3巡と。そうしないと市民の人が、あの人は全然発言しないやないかとなったときに、十分な審査をしておるといふことにならないわけですよ。そういうことも含めて、委員会の運営のあり方も連動するといふふうに考えながら、今回の議論は丁寧にさせていただきましたので、これは、この資料をもとに代表者会議にお諮りをしようと議長のほうにお願いをします。

それから、改めて皆さんは検討部会の部会員ですので、来期もなられるかどうかわからないですけど、現状では委員会の運営自体を改めて問い直す、そういうことも必要であるといふようなことも少し頭に置いていただいて、そのことが片づかないとライブ中継へ入っていけないといふふうに思いますので、少し委員会の運営もあわせて、今のあり方でいいのかどうか、その辺も提起できるような準備もしてまいりますので、いま一度、ただ自分が発言すればいいということではなくて、全員が同じように発言をしていく。そのために、委員会にどんな準備をそれぞれしてくるんだと。そういう準備がない限りは、これは議論になりませんのでね。資料も何も見やんと、その日に来てぱっとやる人はいらっしやらないと思いますけど、やっぱり事前にどういう準備をするんだと。

津でしたかね、事前通告になっておりませんか、委員会も。それは中継しているからですよ。通告になっていますわ、たしか。委員会も事前通告してと、それはちょっと行き過ぎだと思いますけど、そんな議会もあるぐらいですので、委員会の数の問題じゃなくて委員会の運営の問題です。西川さんおっしゃったように、少数精鋭がいいのか、多人数がいいのか、これは服部副部会長のほうも少し多いほうがいいんじゃないか、多様な意見がとれるんじゃないかと、少数のほうがもっと熱心にいけるんじゃないかとか、さまざまな意見が出ましたので、委員会の数というよりも委員会の運営がどうあるべきか、そこから数が決まり、委員会の数も決まってくるというふうなことも考えておりますので、

ちょっとこの辺は皆さんの頭の中に、また次の懸案というか、課題として残していただければありがたいと。

これはカルテには載せていませんので、そういうことも含めて、一旦この件に関しては、この資料をもとに、先ほども申しましたように議長のほうにお願いをして、8月中の代表者会議の中で少し方向性は出させていただけようと考えておりますので、また会派の中でも、当然多くの皆さんは来期も出られますので、すぐ冒頭、この議論が入ってまいりますので、いま一度、いろんなご議論をしていただければと思います。

この項については議長に委ねて、組織は代表者会議の協議になっておりますので、代表者会議のほうに委ねるということで一旦締めさせていただきます、よろしいですかね、そういう手順をとらせていただきます。

それから、次に議長と委員長の責務についてに入らせていただきます。

お手元にカルテと前回お配りした考え方がお配りしてあると思います。

議長と委員長の責務というものを条例に入れて、立場を明確にしたいということで提案をさせていただきました。これについて各会派の中でご意見があれば、順次確認。要は、イエスかノーの判断ですけれど、条例化してもいい、する必要はないというふうな意向について確認されておれば、少しご発言をお願いしたいんですが。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） ぼぶらの会派の中では普通というか、これが当然のことなので、条文化されることに抵抗はないので、条文化に対して賛成という意見が多数を占めております。

○部会長（竹井道男君） 緑風さんは、特段議論はなかった。

なければ、これも代表者会議でもう一遍持ち込まないと、ここで方向性だけ聞いておいて、最後は条例変更ですので、そちらへ持ち込みます。じゃあ特に緑風さんについては、ご意見がないということにさせていただきます。

新和会さんは、どうですか。中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 新和会としては、この条例に追加するというについてはいいだろうということです。

○部会長（竹井道男君） 共産党さん、服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） オーケーです。

○部会長（竹井道男君） 公明党、森委員どうぞ。

○部会員（森 美和子君） はい。うちもいいです。

○部会長（竹井道男君） 市民クラブのほうは特段問題なしということでしたので、一応大勢的には明記してもいいだろうというふうなご意見ですので、これについても代表者会議のほうにまた諮って、条例改正にするのかどうかやらさせていただきますので、緑風さんもまた確認だけお願いできれば。代表者会議に来ていただきますもんで、そういう議論になりますので、一度また確認だけお願いできますか。

○部会員（尾崎邦洋君） 内容的には何の問題もないと思いますけれども、一応。

○部会長（竹井道男君） お願いをしておきます。聞いてないということになるとまずいので。

では、責務については、前回も言いましたけど、いろいろ6月もありましたし、その前にこれは入

れようというふうに考えておりましたので、タイミング的にはいいのではないのかなというふうな印象を持っておりますので、一応大勢的には異論はなかったという言葉をつけて、これをまた代表者会議のほうに諮らせていただこうと思います。

それから、次に市民アンケートについて少しずつ日程が固まってまいりましたので、スケジュールについて、事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） お手元の資料4のスケジュール一覧をごらんいただきたいと思いません。

上段、アンケートの実施の部分でございます。

現在、発送用、また返信用の封筒の印刷ができ上っているところでございます。既に1,000人の抽出は完了しております、ラベルもできております。間もなく封入作業に入りまして、7月の末、発送という予定をしております。そして、アンケートの返信の締め切りは8月18日としております。そして8月の下旬から、これは株式会社ぎょうせいのほうでアンケート結果の入力、それから分析に入っております。これが大体9月の下旬ごろまでアンケートの分析ということで、9月末にはアンケート結果が納品されますので、この検討部会で報告をさせていただきたいと思っております。そして、結果が出ましたら、翌月にはホームページでアンケートの結果を公開するのと、検討部会から議長へアンケートの結果について答申をしたいというふうに思っております。

議会だよりにつきましては、1月1日号、正月号ですけれども、ここでの掲載を考えております。

それから、今回ホームページでも自由に投稿できるようにというふうなことを考えておりますので、これについては、アンケートは7月末の発送ですので、8月の頭からホームページでも入力できるような形をとりたいと思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 少し日程がおくれておりましたが、ほぼこの日程でゴーがかかるということですので、8月18日までに発送してくださいというふうな手続でしたので、20日以降にはほぼ何件返ってきたかというのがわかると思えます。

それから、ちょっと一月ぐらいおくれましたので、9月末に分析、10月に報告と。ただ、今回は10月には選挙とかありますので、単純集計に近いもの程度かなというふうな気もします。それで、アンケートを実施した後の検討課題なり反映というものも一旦まとめておかないと、アンケートだけ実施してこういう結果だったというわけにいかないんで、もうそれを議論する時間はないというふうに思いますので、それはもう事務局と私のほうか、正・副でまとめて整理したものを一遍部会へ諮って、議長のほうに答申しようかなと。要するに、来期の検討部会の議論として進めてくれというふうな流れをちょっと考えます。

その結果があるんで、当初11月の頭ぐらいのニュースでというふうな事務局の考え方でしたけど、少し整理をして、それを1月1日号に載せようということで少しおくらせました、掲載を。1月1日は議長の挨拶と役選しか載っていませんので、逆に読んでいただけるかなというふうな気もします。9月議会に載せるよりも、1月の正月号のほうが、ほとんどネタがありませんので、挨拶程度ですので、そこに載せようかなということで、スケジュールについては調整をさせていただきました。

ですから、多分10月までにうまくまとめれば出せますし、まとまらなければ少し議論をして、10月末ぐらいまでに整理をします。少しここがまだ不明瞭です。回収数もわからないですし、どんな

内容が返ってくるのかわからないので、スケジュール的にはこれでやらせていただくというふうに考えています。

よろしいですかね、スケジュールについては。

渡邊室長、どうぞ。

○議会事務局員（渡邊靖文君） お手元の資料4-2のアンケート調査、これが最終版ですので、これが今回、先ほど言った1,000人の方へ送付するものです。

○部会長（竹井道男君） じゃあ、お手元のアンケートが最終版ということですので。

前日も言いましたけど、周りの方にもしここういうのが届きましたら、ぜひ投函してくれというふうに、回収率も、これは関心度を見るバロメーターにもなりますので、ぜひ積極的にご回答を願いたいというふうにPR方お願いできればと。

アンケートについて、よろしいですかね。そういうスケジュールで進めて。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） 次に、新たな検討課題として、議長の委員の就任についてに入らせていただきます。

まず内容について、事務局より説明いたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 資料5と、カルテは5-1になりますが、ごらんをいただきたいというふうに思います。

議長の常任委員の就任の関係でございます。

昨年12月で前宮崎議長が総務委員会委員を辞任され、またことしの6月では前田議長が総務委員を辞任されたということで、ここ2回続けて議長のほうが辞任を申し出いただいております。それにつきましては、議会の本会議で皆様の同意を得て辞任をされているということでございます。

今回、資料5のほうで参考がついてございますが、議長の責務を条例の中に明記しようとしております。その中で、第6条の案でございますが、議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならないというふうな形で、議会の代表として、中立かつ公正な立場で職務を遂行という、これが本文に明記をされます。その関係で、現在は議長の申し出で常任委員を辞任ということで同意を得ておりますけれども、この際、その辺を条例できちっと規定できないかということで、今回、この案を作成させていただきました。

対照表をごらんいただきたいと思いますが、改正前は、議員は、少なくとも一の常任委員となるものとするという第1項がございます。それを左の改正後でございますが、その後ろにただし書きをつけまして、ただし、議長は、常任委員とならないものとするという規定でございます。これによりまして、もうならないと規定をしておりますので、議会の同意も必要ないというふうな形の条例改正でございます。

あと、この考え方として、下の2段目の三重県議会による提言抜粋でございます。

これは県議会の考え方でございますが、議会を代表する議長が議会の内部審査機関である常任委員会に所属しなければならない積極的な理由は見出せない。一度委員に就任した上で議会の同意を経て辞任することができるという行政実例があるものの、法的な位置づけを明確にすべきである。したが

って、議長は常任委員会に所属しないものとするよう地方自治法の改正について要望していくものとするという、これは以前に三重県議会のほうが出された考え方でございます。

ですので、現在辞任しているやり方というのは、法的な位置づけは明確ではないものの、行政実例で、こういった同意を経て辞任するという方法を過去2回とらせていただいたというところでございます。

それから、私どもの文言につきましては、神奈川県議会を参考にさせていただいておりますが、神奈川県議会も、議員はそれぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長は常任委員とならないものとする。現に今、こういった形で条例に規定する自治体があるということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 先ほどの議長の責務、委員長の責務とこれは相對して、この際、議長の常任委員会所属についてはできないというふうにしたいということで、カルテが両方つくってあります。

ちょっと経緯だけお話をさせていただきますと、議長が常任委員会を辞任するという決め事は、合併前の最後の年のときの代表者会議で、議長みずからが所属しないというふうにした場合において所属をしないというふうに決めました。ですから、当時の議長は、申し出がなかったの、そのまま委員に。改選後もずうっと辞任をされなかったの、ずうっと続いてようやく4年目の宮崎議長が自発的に辞任を申し出られたということで、まず実績ができた。前田議長についても同様な手続をしていただきまして、議会で議決を得たということです。ただ、これは議長がやめないと言わない限りは残れるということになってくるので、議長の責務が明確になった以上、常任委員会に所属するというのはいかなものかというふうな感じがありました。それで、たまたま資料を見ておりましたら、三重県議会も積極的な理由は見出せないというふうなことがあって、なるほどなという、三重県議会でもそういう考えだったんだということもあって、今回、いっそのことならないというふうな条例にしてしまおうと。簡単に言えば、議長が自発的に申し出ても議会が承認をしますけど、今回は条例上で議会が認めてしまうと、意思にかかわらず。そういうふうな手続をとりたいということが今回の提案です。

これも、ここですぐには議論しづらい内容ですので、ただ、一応経験者が何回か議長になるケースは余りありませんので、多分皆様が将来議長になるということを鑑みながら、一度お考えを願えば。議長の職務というのはどういうものなんだろうか。常任委員会の発言を含めて、議長が議決行為をすることが果たしていいのだろうか。委員会議決というものは本会議議決の前にやる手続ですので、そこで、例えば反対をしてしまった、本会議で賛否が分かれたと。そうしたら、その瞬間、それはもう反対なんですよ、議長は。まさか賛成に回れませんので。それからいけば、議長がそこへ議決権を行使することというのは余り価値がないかなという、本会議であればね、そこが最後のところですので。

改めてこれも会派で、現在の議長が自発的に申し出る制度から、責務を設けて、さらにそれを一歩確立させるために常任委員会には所属をしないという議決をいただくというふうなことで、カルテは両方当初から書いてありました。慌ててつくったカルテではありませんので、今回、その提起をさせていただきますので、また会派へ持ち帰っていただいて、少しこれもご議論願いたいというふうに思います。

論拠とはということで、新旧対照表の下に論拠としては、

結構多くの市でならない規定が入っておりますし、ほかの市では辞任の手続によってならないという市もございます。辞任の手続をもってということは、議長が辞任の手続を申し出ない限りはできるということにもなってきますので、あくまでもこれは議長に委ねるということですので、そこをどう解釈するかということで、いま一度、会派でご議論願いたいというふうに思います。

この件について、ご質問なりご意見があれば受けたいと思います。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） いいですかね。現状の経緯はそういうことですので、5年ぐらい前に代表者会議でそういう方向が出て、ようやくことしから議長が申し出て辞任をスタートしたということですので。

一度、これもお持ち帰り願って、会派の中でご議論していただきたいと思います。これもあわせて責務と同時に、オーケーであれば、またこれも条例改正しますし、イエスカノーだけでも確認をとりたいたと思いますので、よろしくお願ひしたい。

わからんことがあったら聞いてください。

高島委員、どうぞ。

○部会員（高島 真君） 僕は改定が当然やと思うんですわ。一回一回辞任して、それを議決していって、一々そのプロセスを踏むよりは、もう条例でくくっておいてするのが一番妥当かなと思う。議長ですので、中立かつ公平な立場と書いてありますので、書かなかつたらそれをするだけというだけの話であつて、書かない理由が僕わからんのですけど。

これを条例化せんという理由がわからん。して当然かなあと思う、僕は。一々そんなプロセスを、また一回一回やらなあかんということでしょう。議長が言って、やめます、はい皆さんどうですかと、そんな変な話ですやんか。それは議長がしたいんやと言うたら話は別ですけど、くくっておけばこれであれですので、書かないという理由がわからない、僕は。しておけばしゃつといくわけでしょう。

○部会長（竹井道男君） じゃあ、私のほうが、ちょっと一番古いんで。

多分、これ従前多くやっついていらっしゃるように、議長が辞任を申し出て許可することができると書きますね。できる規定にしてしまうと。それでも、さっき言いましたように、議長が言わないかもしれませぬ、辞任を。それに歯どめをかけようとする、申し合わせしかないです、次はね。申し合わせに書くわけですよ、議長はならないというふうにな。申し合わせというのは表に出ない議員間ルールですので、議員の中だけで使うルールですので、歯どめとしてはそこがかけられないことはないんですけど、表では見づらいわけですよ。だから、高島委員がおっしゃるように、いっそ表に出してかちつと固めようとする、やっぱりこれぐらいの文章でおかないと、議長のご判断によってやめたりやめなかつたりということが出来ます。ただ、申し合わせに書いてあつても、それは申し合わせじゃないかということになってきて、また内部でごたごたすると。

それでは、最初にもうごたごたしてイエスカノーかを決めてしまおうという。多分これがNGになつても、議長が自発的に申し出るというルールはまだ変えていませんので。それも代表者で変えない限りは生きていますから、そのことは。だから、そういうことも含めて、この際、2人そうしていただいたんで、一気に明確、明文化してすっきりしておいたほうがいいんじゃないかという考え方。

今、そうやって言うていただくとありがたいですが、議長の判断に委ねるよりも、議会全体が、議

長はそういうふうのにはつかんでええのやというふうな、もっと高い視点で議論してくださいというふうな仕掛けですので、一度会派でまた、議長経験者も全部の会派に、3人以上会派はそれぞれ議長経験者もみんないらっしゃいますので。でも、ほとんどの人は辞任されなかったですよ。やっぱり発言力を残したいという。

若干余談ですけど、私が議長のときに、いろいろまず発言するじゃないですか。すると、言い過ぎだと言われたこともあります。言い過ぎだと言った人が議長になったら、ばんばんしゃべっておったということもあった。だから、やっぱり立場が変わるとね。だから言わないようにしました、私はもう一切。言われたくない。

でも議長の権力って、結構あれはありますので、権限やね、権力というよりも権限やね、権限はいっぱいあるんで、何とでもなるわけですよ。発言したければ。だから、やっぱり見方が変わるということですよ。議長をしていないと議長の発言に突っ込みたくなるし、自分になってしまうとどうしてもしゃべりたくなる。するとどうしても手を挙げてしまうという、そういうことを私もずっと経験しているんで、やはりもう横へびっと置いて、高所から見ると、それぞれの委員会の流れを。そういうほうが議長としては、やっぱりいいんじゃないかなと。最後に、賛否が分かれたときに議長が本会議場でイエスカノーかというふうにやっしまえば。

だから、会派があって、会派の委員がいるわけですのでね。だから、西川委員がおっしゃったように、きっちり少ない数でも議論できるといったら、それぞれ会派の人がその委員に委ねるわけですよ。そういう訓練をしていけば、何も議長が発言せんでも、その会派の人が発言。そうすると、しつこいけど、3つか2かというのもまたいろいろ議論になってくるね、2人会派やと発言できない場所ができてしまうとか。いろいろゆっくり考えていただいて、議長の件も同じですから。そこで権力を行使せんでも、十分な権力をお持ちですので、議長というのは、そういう意味ですので、一度また会派で議論してみてください。多分、3つの会派はそれ以降の議長さんですので、取り決めをした。全部やめなかった。うちはおかげさまで前田議長がやめていただきましたので、この条例でオーケーなんですけど。

(発言する者あり)

○部会長(竹井道男君) できないです、代表者会議の取り決めですので。

だから、いろんな経緯があってここまで来ているんで、少しずつ前に向いているという意味です。だから、この際一気に条例化をしてきちっと固めておこうと。人に任せるんじゃないくて、議会全体の意味として決めておこうという意味ですので、一度確認をお願いしたいと思います。それぞれよくわかってのことだと思いますので。

ただ、理事者から見れば、その発言が委員なのか議長なのかと非常に迷うんですよ。でも、多分委員ではないはずですよ。やっぱり議長の発言になってしまうという怖さがあります。議長はこういう考えなんだというふうに思われたときに、委員会で引張るという話がありましたね、数が多いと。それ以上の力があるわけですので、議長には。だって会派調整して、こっちで行こうかなとできますわね。だから、やっぱり議長の発言は理事者から見ると委員の上にいるのではないかという懸念もありますので、この際、整理しておきたいということですので、よろしく願いをしておきます。

これも、また次、確認した後、責務と辞任という問題をセットにしたいなという思いでつくりましたので、そのことが6月いろいろあったことへの市民への答えにもなるわけですよ。おまえら、何

もアクションを起こさんやないかと言われるかもしれませんが、きっちりアクションを起こしてあったんで、ある意味、それも議会の説明責任としては有効かなという思いもありますので、今回これをお持ち帰り願ってご議論して、次回、会派のご意見を頂戴したいと思います。今、高島委員からそういう議論がありましたのでちょっとありがたいですが、お願いをしたいと思います。

では、この項については、会派で一度議論をして条例化をすると。代表者の申し合わせから条例化をしたいということですので、ご確認の上、次回ご報告をお願いしたいと思います。

それでは、次に逐条解説については、資料を今から配りますので。

(資料配付)

○部会長（竹井道男君） それでは、5番目の項で、逐条解説の改訂について事務局から説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） では、資料6をごらんいただきたいと思います。

前は、いろんな逐条解説を寄せ集めたものをお配りさせていただきました。今回はそれらを全部整理して、ほぼこれで完成でございます。今、最終精査の段階ですので、95%はこれで精度はあるというふうには思っております。

中をあけていただきますと、今回、カラープリンターがトナー切れで白黒になって申しわけございませんが、まず条例本文の部分と解説と用語解説及び参考と、3段構えになっております。それぞれ色分けがされておりますので見やすくはなっておるかと思っております。

この用語解説、参考まで入っておる逐条解説は、お配りしておるのは議員さんのみの配付をということで考えております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回お配りしたのは、全部何もかも載せ込んだものを、ちょっと整理がされていなかったものをお渡ししました。今回、少し事務局のほうで整理したものをここへ出してきましたので、ほぼ完成型に近いということです。まだ何か所か見直さなければいけないかもしれませんが、もう一度これは精査をしますが、一応ここがほぼ完成形ということで、大きく変わったのは政務活動費は15条ですね。真ん中ぐらい、第6章第15条政務活動費、ここが以前は政務調査費だったので、ここの記述とか内容が大分変えてあります。中身はほとんど変わらないんですけど、言葉なんかは全部変わったということが入っております。

それから、2段目の解説というところの下の方に、二重括弧というのか、三角の括弧で、一部改正ということで改正履歴もここへ入れるようにしてもらいました。ですから、上の解説に対して下がいつ幾日、変わりましたよということです。

それから、17条の議員の定数は大幅に変わったところです。これは、古い資料といたってお持ちじゃないかもしれないですが、古い資料から見ると、議員定数条例をつくりましたので17条も大幅に変わりました。

それから、17条の3段目の用語解説の地方自治法第91条というところを見ていただきますと、市町村の議会の議員の定数は、条例で定めるというふうに書いてあります。これが最初に出した逐条解説は、次のページの91条、改正前というやつですね。市町村の議会の議員定数は、条例で定める。市町村の議会の定数は、次の数を超えてはならないというふうに書いてあります。当時5万未満でしたので26人ですね。このことが前のやつには全部書き込んでありました。もうその規定がなくなり

ましたので、上限規定というものが。だから、全部市町村で決めなきゃいけないです、定数というものを。前は26あって、減員条例ということで定数を減らす条例をつくって、亀山市議会は20。それから合併後は22になりましたけど、それが今回の条例は、こっちの左下がなっていますので、それに合わせながらこども全部つくりかえたと。特に大きいのはその辺。

それから、議決のところやね。市民参画の8条のところも一部変わったと。政策的、公聴会とか参考人のところが、たしか条例改正した、これそうですね。平成25年にこれも変えたやつですね、第8条。こども去年の3月でしたか、条例を変えましたので。

ずうっと見ていただきますと、条例を変えたところはみんな一部改正というような文言が入っておりますので、もう一度、ほぼ完成形に近いので、お読みいただければと思います。ただ、最終ではありませんので、もうちょっと精査をします。

今、最初の逐条解説をこの形につくろうとしていますので、次回あたりにそれを出しますわ。最初の逐条解説とこれを並べてびゅうっとめくっていくと、変わったところがわかる。

それから、私もこれ、前回もらってずうっと読んでいたんですけど、非常にわかりやすいというか、いま一度お読みいただくと、法の流れや、なぜこうなっているというのがよくわかりますので、一度これは熟読してほしいなど。できましたら全員に渡しますので、一度これ、頭からずうっと読んでいただくと、こういうことなんだということが、それと要覧を2つ並べれば、大体流れはわかってくるので。今回色がついていませんので、次回は正式版で出させていただきます。

逐条解説の6月30日というのが今ありません。これは次回出すようにしますので、改めて今回ここを何日版にするか決めなきゃいけませんので、たしか推進会議を最後の10月に開くんで、その辺の日付で入れさせていただこうと思います。確認しなきゃいけませんのでね、推進会議で。何かここは8月になっていますけど、ひょっとしたら10月に変わるかもしれませんので、そこだけまた改めて報告をさせていただきます。

ですからもう一度、前のやつはもう廃棄してもらっても結構です、前回のやつは。今回のやつが正式版になってきましたので、確認をしてください。

多分、読んでくださらないとわかりにくいんで、6月30日版を次に渡せるようにしておきます、一緒に見てもらおうように。ようやくこれも3年がかりでたどり着いたということです。

よろしいですかね、逐条解説について。まだ素案2ぐらいですので、完成形ではありませんので、よろしくお願ひします。

それから1点だけ、私のほうから。ここには載っていませんが、政務活動費の公開の問題を前回取り上げて、会計帳簿まで公開させてもらいました。6月23日にホームページに公開がされております。それで、政務活動費は情報公開もたまにある内容です。やっぱり一番我々の税金を使うということですので。

それで今、領収書の公開がされておられません。これは情報公開の手続をとればコピー代を払って渡すということなんで、少しこの辺の公開のあり方も代表者会議で提案をしようかなと。ですから、閲覧はできるぐらいのものがあってもいいんじゃないかなというふうな印象を今持っていますので、この後、7月28日に代表者会議がありますので、情報公開に関しての。情報公開は代表者会議の議論の範囲に今入れてありますので、少しそこで諮って、そういう方向性がいいよということになれば、カルテのほうに領収書の開示というんですかね、図書室における開示みたいなものもできないのかど

うか、ちょっと諮らせていただこうと思います。議論してもいいということになったら、改めてカルテに載せていくと。

兵庫県議会議員の方のいろいろあったんで、関心の高い内容。ただ、県議会と違いまして、市議会は全国市議会議長会のひな形で作っていますので、1円以上の領収書をつけることと最初からもう決めてあります。だから、全国の市の多くはそのひな形で作っていますので、余り不正がないんですね、小さい市は。そういうルールでやっていますので。

それから、前回の政務活動費の改正の、多分皆さんは覚えていらっしゃると思いますが、政務活動費の改正のときに、陳情に係る経費というのもあったんです。だから、議員がどこか、東京に陳情に行くとか、それは亀山市議会はやめましたので、わかりづらいと。どこまでが陳情なのか、どこまでが個人の活動なのかということで、亀山市議会は、政務活動費にはそれは入れないということで代表者会議で決めて、そこは入っておりませんので。だから、陳情活動でも実際は政務活動費が使えるようになって、幅広く使うということ。亀山市議会は、それが少しわかりづらくなるし、党の活動は党のお金というふうになっています。党の活動は政務活動費は使ってはいかんということになって、そういう意味では公認の議員さんが3ついらっしゃると思いますので、それは党費として使うと。だから、少しわかりづらくなってくるだろうということもあって、少し制限が今、亀山市議会は入っておりますので、それは前回のときに決めさせていただきました。

領収書の公開について、代表者会議で諮っていただこうかなと。議論してもいいということであれば、カルテに載せさせていただこうと考えておりますので、よろしくをお願いします。

ちょっと時間が来たそうですので、一気に終わらせてもらいます。

それから、その他に入らせていただきます。

コミュニティへの会議録の配付についてということで上げさせていただきました。

これは、たまたま先日、亀山市のフェイスブックの表ページに、神辺コミュニティの職員ですという投稿がありまして、議事録が要らないと。邪魔になるとまでは書いてありませんでしたが、要らない。最近は電子化というか、PDFやインターネットで見られるんで要らないんだというような投稿があって、慌てて事務局に確認したら、事務局のほうからはコミュニティ連絡協議会の会合で少し話はしてくれてありますので、ちょっと経緯について事務局から報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） お手元の資料8がフェイスブックの投稿ということで、これはもう神辺地区コミュニティという名前でアカウントをとっておるので、ここが神辺地区という表現になっておるようです。

コミュニティの職員ですということで、今は、ネットやZTVなどで放送がされておるし、電子化をして誰もが見ることができるように変更できないのかということで、予算の削減にもなるし、配付を中止してはどうかということでございました。

以前、私どものほうに、またこれもあるコミュニティから、この会議録をいつまで保管しておかなあかんのかなという質問をいただいたところでございます。そのときは、会議録はインターネットでも見られますし、市役所や公共施設にはずうっと置いてございますので、どこでも見られるから、もう必要がなくなったんであれば廃棄してくださいというお話はさせてもらったことがございました。

今回、こういうふうな投稿がございましたので、先週、たまたまコミュニティの代表者会議、25

名が集まる会議がございましたので、ちょっと会長さんのご意見をお聞かせいただきたいなということでお邪魔をしたんですが、実際、会長さんが会議録がどのようにどこに置かれて、どのような管理をされているところまでは余りご存じがないということで、一度調査をかけてほしいというふうなことでございました。

それで帰ってきたわけなんですけれども、ただ、この投稿が一応神辺地区コミュニティの職員ですというふうな投稿がされておるということで、コミュニティは指定管理ということであって、一応市が委託しておりますので、ここの職員ということは、準職員のような方が市のことに関して市のほうに投稿をされましたので、本来なら施設管理をしておる市民文化部とか、議会事務局へこの旨を言っていただければそれなりの対応をさせてもらったんですけど、これが全世界に発信されてしまっているという状況でございます。

一応、これは施設管理のほうが市民文化部でございますので、市民文化部のほうで調査シートを作成して回答をもらうということで、そのシートをちょっと見せていただいて、うちの要望もお伝えさせていただいて、まずはその会議録が本のまま必要なのか、それとも電子化したCD-ROMでいいのか、コミュニティ自体にネット環境が整っておって、それで見ると要らないよというのか、その3通り、どれかを選んでくださいということでお尋ねしようと思っております。

あと保存期間は1年がいいのか、2年がいいのか、3年がいいのか、それぐらい希望を聞いて、うちとしてはその中の一番多い、例えば3年という回答が一番多ければ、配付をするときに3年たったら廃棄してくださいというふうな形で周知させていただこうかなというふうに思っております。実際、そのコミュニティで25のうちネット環境が整っているのは半分ないようでございます。パソコンは大体あるんですけど、かなり古いパソコンだということで、今、まち協ができてきておるところは新しいパソコンがあるようなんですけど、まだネット環境が半分もないということでございましたので、やはり紙ベースは当然必要だというふうなことは思っておりますので、一度、どの方法がいいのかを各コミュニティのほうにお聞きをして、対応をしていきたいというふうに思っております。

投稿については、市民文化部のほうがこの方にお話をされて、直ちに削除しますという回答をもらったという返事がございました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 最大の問題点は、指定管理者の職員が職員ですと名乗って書いたことだと思うんです。本人の悪気はないんですけど、個人名で書いてくれれば何も問題なかったと思います。それが、やっぱり指定管理者の職員がもしお給料をいただいたとすれば、それは出どころはおのずと知れていますので、そういうほぼ身内に近い方が一番大事な議事録という情報を要らないと書くのは少し問題かなということで、それが最初に頭に立ちました。うちは幾らでもルートがあるもので、何ぼでも言うてくれれば、PDFなんか、私はもらっているほうだから、今でもすぐ上げるわけですけど、そういうことがあった。

それと、事務局がコミュニティの代表者会議で説明したということの後聞いたんですけど、私としては市民文化部長にしゃべるべきだと。監督者は市民文化部長ですので、市民文化部がきっちり窓口の役割を果たすべきということで、その調整をとってもらいました。ですから、市民文化部のほうで改めてアンケートはとるということにしてくれるみたいですので、やっぱり早急に動かないと、あれずうっと残っていると何もやっていないような雰囲気醸し出すんで、情報もちょっと問題ありだと思んですが、情報はやっぱり消すべきだと、ああいう投稿を。それも無視しておる情報のあり

方も少し課題かなというふうに思いましたので、早急にこれは動かさせていただきます。早急にか、回答が返り次第、早急にどういう対応をとるとかということはやらせていただきます。

それは後日、その会議で出れば報告をさせますので、もしどなたか、そういうのを見てどうなっておると言われたら。

一つだけわかってほしいのは、やっぱり行政は紙なんですよね。やっぱり記録は全部紙ですので、幾ら議会が電子化、電子化といっても、電子データではまだまだ、それが電子何とか何とかという、記述何とか何とかという、戸籍なんかもそれでもオーケーみたいなことを書いてありますけど、基本は紙ですので。やっぱり議事録が一番正しい議員の発言を記録したものであるということになります。映像は参考と書いてありますからね。これは正式なものではありませんと書いてあるはずですよ。だから、我々の発言を担保するものは議事録なんです。そういう意味からいくと、安易に映像でいいじゃないかということにはならない。だから検索システムで見る。そうすると、それはあの議事録がベースになっているわけですので、やっぱり議事録は要るわけです。

そういうことも議員の方はぜひご理解して、あれ「いいね」なんて議員が押してしまうとえらいことになりますので、僕はPDFでもらうておるで「いいね」なんてやっちゃうと、それはまだ、そこまでは来ていないということですね。やっぱり紙という文化の中からまだまだ離れておりませんので、多分永久保存に近いと思うんですね、議事録というのは。だってあれしかないわけですので。幾らビデオに残しておいても、それは参考にしかならないと。そういう難しさを持っている投稿なんだと一瞬思いましたので、市民感覚と議員感覚は、ぜひ変えてほしいと。

電子化はどんだけでも対応はするというふうに考えておりますので、もしどなたか市民の方でご質問等があったら、今動いておりますということだけは、それか、いつでもデータ化できているんでいつでも渡したけど、なかなかこっちが何もなかったんで動いていないんだというふうにお伝え願いたいと思います。多分、PDFでもらっている方はいないですか。いますよね。もうパソコンでPDFという人もいるんでね。だから、もう私らもらうておるというふうに言ってもらえばいいんで、ぜひその辺は、何か議会が動いていないように見ってしまうんですね。ずうっと消せませんので、あそこところがね。ちょっと慌てて動きましたので、またそういうこともご報告方。また、会派のほうにもご報告願いたいと思います。多くの方がフェイスブックを見ていらっしゃると思いますので、早急に動いているからと。削除要請もこちらからかけましたんで、いつか消してくれると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

議長、どうぞ。

○会長（前田耕一君） 僕もちょっと勉強不足なんですけれども、コミュニティの位置づけは公共施設やわね、まず。それで、議事録とか市議会だよりがありますやん。あれは、議会として各コミュニティに配付ということをやっているのか、行政が単独で独自に集めて、市民文化部がたよりをコミュニティに配付すると決めたのか、どっちがやっていますの。

○部会長（竹井道男君） 渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 会議録は、うちのほうから文書をつけてコミュニティに発送しているという形です。

○部会長（竹井道男君） 図書館とコミュニティやね、あとどこ。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 図書館、関支所、加太出張所、それとコミュニティですね。

○部会長（竹井道男君） だから、コミュニティに配付がなくなると、もう支所と図書館しか見に行くところがないと。だから、投稿の意味はよくわかるんですけど、広く皆さんに、例えば竹井の発言が見たい、高島の発言が見たい、誰々の発言が見たいという、やっぱりコミュニティへ行けば見られるという簡便さはあるわけです。それがたまりにたまると、それは廃棄すればいい話であって。それが勢いPDFでいいよというところで、見方、操作、パソコンがなんかすごく古いらしくて、新しく買いかえるとか、ネット環境が半分しかないとか。だから、コミュニティ側にもさまざまな課題をこれは提起したことになりましたので、整理してからやらせてください。

要らないということは、たしかアンケートには載っていないです。置くことを前提のアンケートになっています。要らないと書くと要らないというところも出るかもしれませんが、それはなし。あくまでも置くということになっています。

では、とりあえず動き出しますので、対応としてはもうちょっとお待ち願いたいというふうに思います。25コミュニティに今アンケート調査が始まるということですので、よろしくをお願いします。

最後に、次回開催日についてを諮らせていただきます。

それから、一番新しいスケジュール表がまた一部変えてありますので、説明だけ簡単にしてください。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料7、スケジュールでございます。

ちょっと変わったところだけ説明させていただきます。

まず、一番上はアンケートのスケジュールが変更になっておりますので、最新に変えてございます。

それから5番目のところで、議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについてということでございますが、先般、正副委員長会議でこの辺は確認をいただきました。

それから、同じく正副委員長会議のほうですね。議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか、真ん中辺でございます。課題番号は14番でございますが、正副委員長会議で確認ということで、この辺が入っております。

それから、その2つ下、議会の情報化の部分でございますが、9月以降にタブレットを購入と。これ事務局で1つタブレットを購入してみて、タブレットはどんな活用ができるのかを一度研究してみたいということで1台購入をしていこうと思っておりますので、これが入っております。

それから34番、水色で、一応完了扱いになってございます。これは基本理念の抽出というところを、まずは協働の定義までということで括弧書きを入れて34番としてまとめましたので、これについては完了と。完了できなかった自治基本条例の制定に向けての理念の抽出の部分は、39番として新たにカルテに起こっております。

大きく変わっているのはその部分でございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 一番新しいスケジュール表ですので、確認をお願いしたいと思います。

それから、最後に次回開催ですが、18日に市民アンケートの回収があるということで、できればその後のほうがどれぐらいの回収率になったかぐらいはわかるんで、今ちょっと考えているのですが、20日の全協、21日の議運の日ぐらいのイメージで、ほかの常任委員会がバッティングしなければ、そこら辺の午後か終わった後、多くの材料はありませんので、終了後でもいいですし、昼をまたいでもいいようにちょっと用意だけしてもらえば、20日か21日ぐらいを少しめどにしたいなど。ほか

の常任委員会も、多分一番まとめの時期ですので、予定としては20日以降、20日、21日ぐらいを入れて、ほかの常任委員会との調整もとりながら入れさせていただきますので、少しその辺あけておいたきたいというふうに思います。回収率だけでも報告をできるようにしておきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議題4で、議長の委員の就任の件なんですけど、これも早い段階でちょっと議論していただいて、事務局に方向性だけ報告していただくとありがたいんですけどね。あわせて議長のほうに条例化ということで、責務とこれとオーケーであればやりたいもんで、1週間というところとちょっと悪いですから、できれば8月8日ぐらいまでにしていただくと非常にありがたいかなと。9月の上程もありますので、8月8日ぐらいまでに条例がイエスカノーかぐらい、ちょっとご議論いただければありがたい。それを受けて代表者会議を起こしていただくようにします。

○議会事務局長（浦野光雄君） 先ほどの件でございますけれども、ただ、自治法では議長は委員会に出席ができることと、発言もできるというふうに規定されておりますので、俺しゃべれやんと、議長になったら委員会に出てしゃべれやんというようなことはないということだけ確認をしてほしいと思います。

○部会長（竹井道男君） 今言いましたように、副議長は発言できませんけど、議長は全ての会議で発言は自由にできるような位置づけになっております。だから、総務委員会を外れようという意味です。全部の委員会、何でも発言できる。きょうは主催は議長ですけど、どの委員会も議長は全て発言できます。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） だから、委員会に出席さえすれば、全て発言はできますので、議長は。そういう特権をお持ちですので、あえて常任委員会の委員にならなくても全ての委員会で議論はできると。それだけ権限があるということですよ。ただ、その際常任委員になる必要はないという三重県議会の考え方はわからなくてもないなという意味です。多分、議長経験者はみんなご存じですので、発言できるということだね。

申しわけないですけど、8日ぐらいまでに方向性だけ、うちの会派としてはいいよ、こういうところが問題あるよというふうなことだけご報告願えませんかね。そうしないと、ちょっと20日では遅いんで、次のステップに入ろうとすると。

では、済みません、休憩もとらずに一気に走らせてもらいましたけど、大分議論としては山場にかかっていまして、具体的なものの多くがほとんど今回、次回で解決をしてしまいます。あとは中・長期的なものになりますので。

それから、くどいようですけど、もう一度委員会の数の問題よりも、どんな議論を委員会でやって、どんな発言をして、どんな委員会をするんだということは、委員会の数とは別に、また会派の中でもご議論願うとありがたいと思います。これは、将来ライブ中継を入れたときに、今度は全議員がさらされると、ライブで。当然、それは録画中継も入ってきますので、そういうこともあわせて少し、また今後に向けて議論を。いつでも結構ですので、将来の委員会のあり方ってどんなもんやろうなということも一度ご議論願えればと。だから、数の問題じゃありませんね、運用の問題ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと1時間半ぐらい、一遍に走りまして済みませんでしたけれども、暑い時期ですので、早く

終わってあとゆっくりしていただきたいと思います。

次回は、20日か21日を軸に改めて日程調整をして、また皆さんのほうにご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで、第23回の検討部会を終わらせていただきます。

午前11時25分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 26 年 7 月 25 日

議会改革推進会議検討部会長 竹 井 道 男